

8-2-3 水資源

工事の実施時における切土工等又は既存の工作物の除去及び鉄道施設（駅、変電施設）の存在又はトンネルの工事及び鉄道施設（トンネル）の存在により、水資源への影響のおそれがあることから、環境影響評価を行った。

(1) 調査

1) 調査すべき項目

調査項目は、水資源の利用状況とした。

2) 調査の基本的な手法

文献調査により、水資源としての飲料用、農業用、水産用、工業用等の利用状況の文献、資料を収集し、整理した。なお、文献調査を補完するため、関係自治体等へのヒアリングを行った。

3) 調査地域

対象事業実施区域及びその周囲の内、都市トンネル、非常口（都市部）、地下駅、変電施設を対象に切土工等又は既存の工作物の除去、トンネルの工事及び鉄道施設（トンネル、駅、変電施設）の存在に係る水資源への影響が生じるおそれがあると認められる地域とし、「8-2-2 地下水の水質及び水位」で示した予測検討範囲を基本とした。

4) 調査期間

調査時期は、最新の資料を入手可能な時期とした。

5) 調査結果

ア. 飲料用水

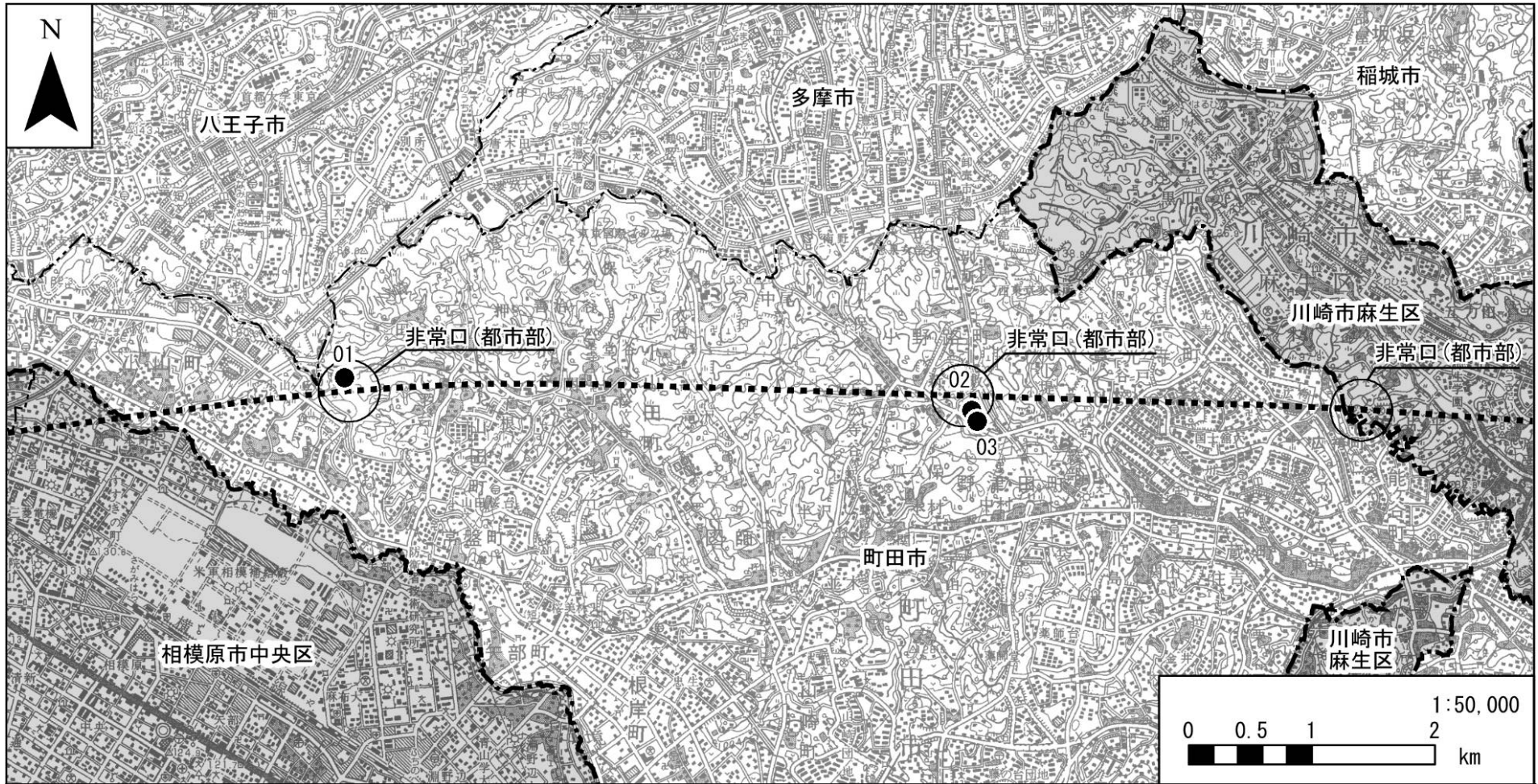
飲料用水は、調査地域における水道法適用事業を対象とした。飲料用水の利用状況を表 8-2-3-1 及び図 8-2-3-1 に示す。

表 8-2-3-1 飲料用水の利用状況

地点番号	市名	事業区分	水源	水源区分	施設能力 ($\text{m}^3/\text{日}$)
01	町田市	専用水道	こころのホスピタル 町田専用水道	併用（受水と自己水）	230
02			鶴川さくら病院	併用（受水と自己水）	140
03			サンシティ町田	併用（受水と自己水）	120

注1. 調査地域の区市の中で、港区、品川区、大田区、世田谷区は、東京都水道局の上水道もしくは東京都水道局からの受水のための専用水道であり、水源は存在しない。

資料：「東京都の水道」（平成 23 年版、東京都福祉保健局健康安全部）



凡例

- 計画路線(トンネル部) ● 飲料用水(文献)
- 都県境
- - - 区市境

図 8-2-3-1 飲料用水の利用状況

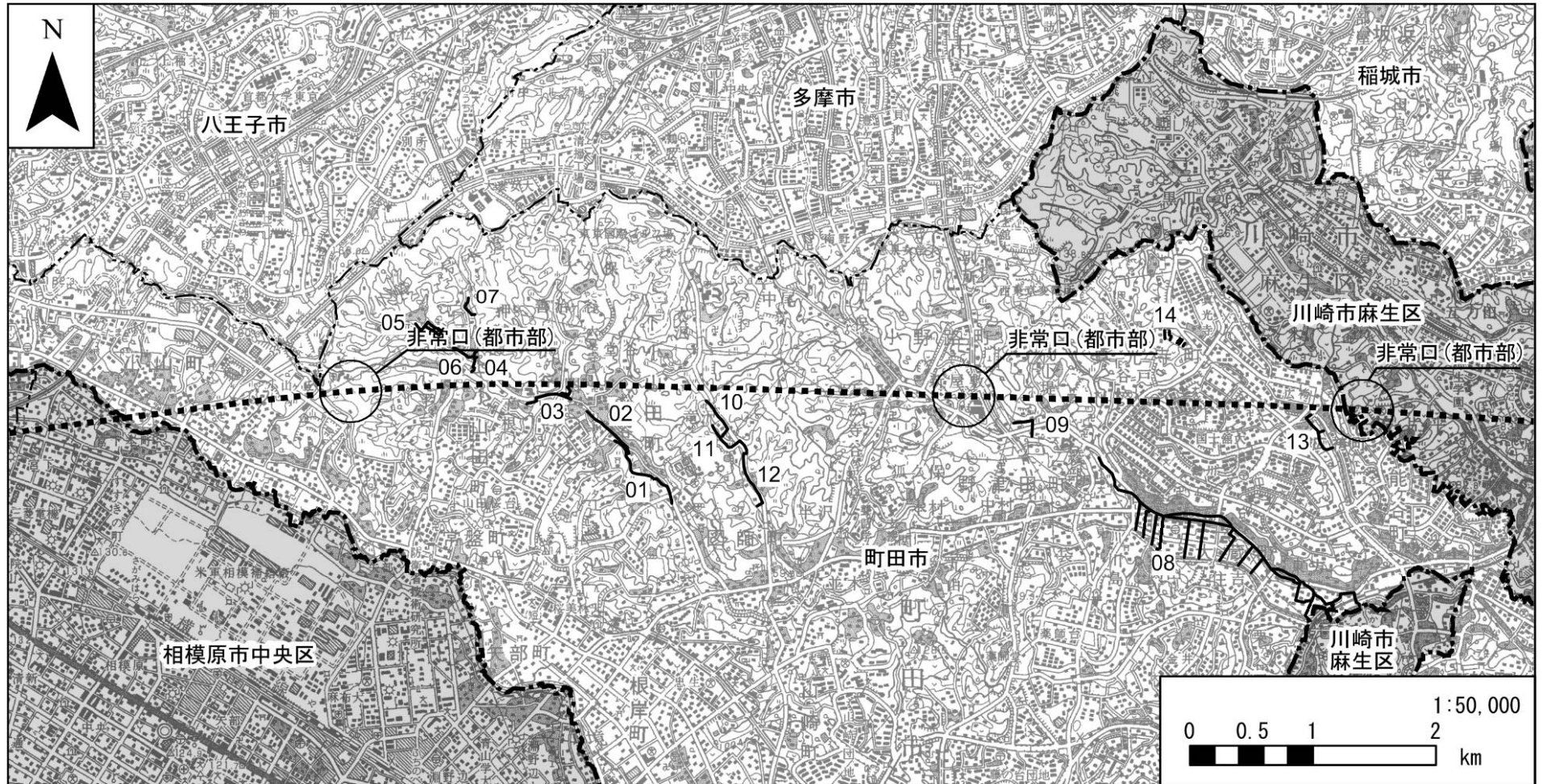
イ. 農業用水

農業用水の利用状況を表 8-2-3-2 及び図 8-2-3-2 に示す。

表 8-2-3-2 農業用水の利用状況

地点 番号	市名	名称	取水施設名	水源区分	幹線水路 延長 (km)
01	町田市	桜ヶ谷堰用水	桜ヶ谷堰	河川水（鶴見川）	1.1
02	町田市	中堰用水	中堰	河川水（鶴見川）	0.67
03	町田市	川島堰用水	川島堰	河川水（鶴見川）	0.30
04	町田市	田中水路用水	田中水路堰	河川水（鶴見川）	0.13
05	町田市	田中谷戸第一用水	田中谷戸第一堰	河川水（鶴見川）	0.30
06	町田市	田中谷戸第二用水	田中谷戸第二堰	河川水（鶴見川）	0.30
07	町田市	上小山田第二用水	上小山田第二堰	河川水（鶴見川）	0.10
08	町田市	井の花用水	井の花堰	河川水（小野路川）	2.6
09	町田市	下堤上堰用水	下堤上堰	河川水（小野路川）	0.20
10	町田市	竜沢第一用水	竜沢第一堰	河川水（結道川）	0.80
11	町田市	竜沢第二用水	竜沢第二堰	河川水（結道川）	0.80
12	町田市	竜沢第三用水	竜沢第三堰	河川水（結道川）	0.50
13	町田市	広袴堰用水	広袴堰	河川水（真光寺川）	0.50
14	町田市	ニュームの堰用水	ニュームの堰	河川水（真光寺川）	0.50

資料：「平成 22 年度多摩地域農業用水実態調査委託報告書」（平成 23 年 3 月、東京都産業労働局農林水産部農業振興課・東京都土地改良事業団体連合会）



凡例

- 計画路線(トンネル部)
- 農業用水(文献)
- - - 都県境
- · - · 区市境

図 8-2-3-2 農業用水の利用状況

ウ. 水産用水

7) 内水面漁業権

内水面漁業権の設定状況を表 8-2-3-3 及び図 8-2-3-3 に示す。

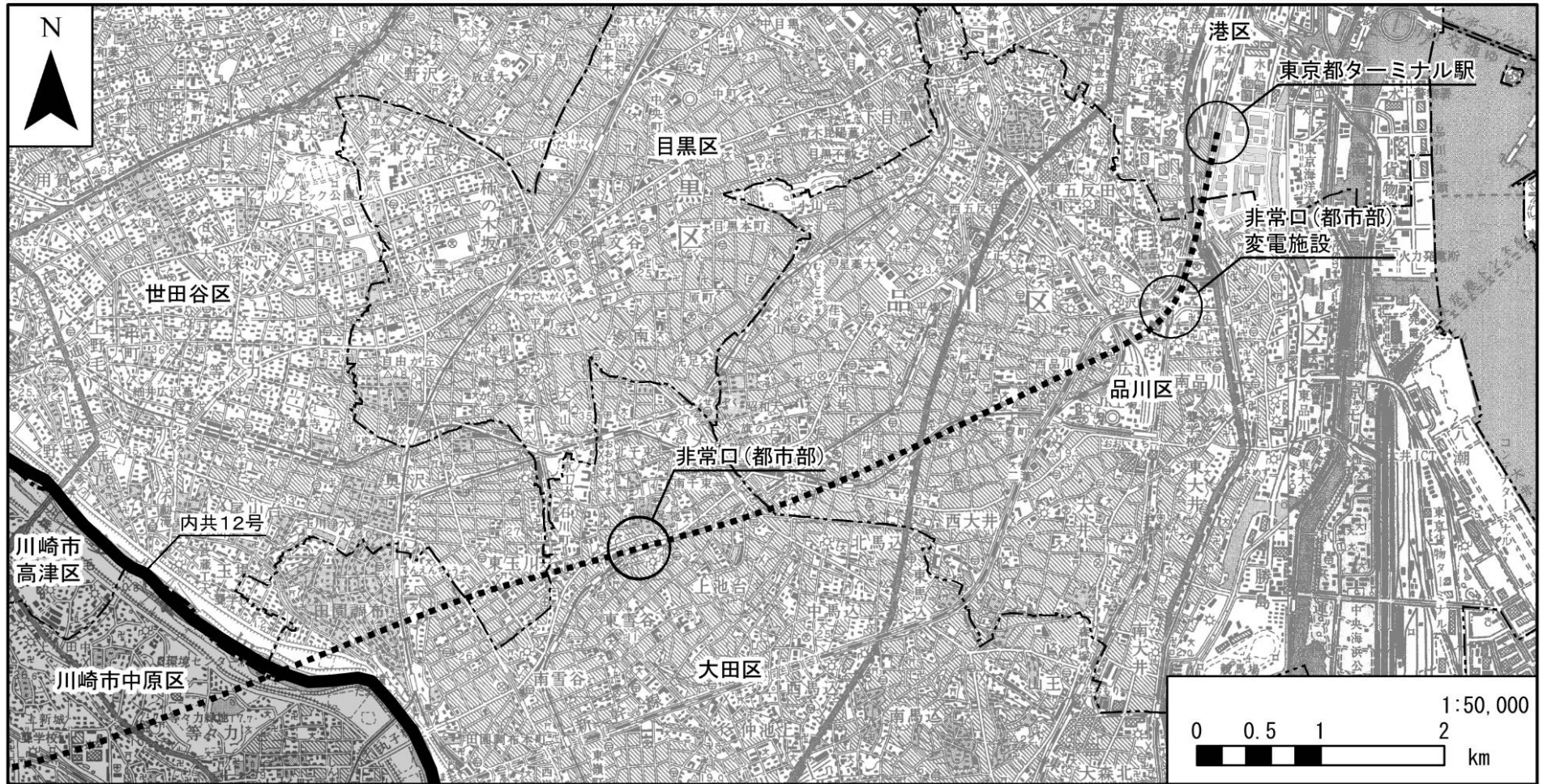
表 8-2-3-3 内水面漁業権の設定状況

免許番号	漁業の種類	漁業権者	漁業名称	漁場区域 (主な河川)	漁業時期	漁獲高 (トン)	関係地区 又は 地元地区
内共 12 号	第5種 共同漁業	多摩川漁協 川崎河川漁協	アユ、コイ、 フナ、ウグイ、 オイカワ、 ウナギ	多摩川	不明	不明	世田谷区 大田区 狛江市 調布市 川崎市

資料：「漁業権設定状況」（平成 23 年 6 月現在、東京都産業労働局農林水産部水産課ホームページ）

4) 養殖用水源

養殖用水源の利用状況は、文献及び関係自治体へのヒアリングの結果、調査地域内に該当するものはない。



凡例

- 計画路線(トンネル部) — 内水面漁業権漁場 (文献)
- - - 都県境
- - - - 区市境

図 8-2-3-3 内水面漁業権の設定状況

エ. 工業用水

工業用水の利用状況を表 8-2-3-4 に示す。

表 8-2-3-4 工業用水の利用状況（従業者 30 人以上の事業所）

区市名	事業所数	総用水量 (m ³ /日)	淡水用水量 (m ³ /日)	淡水		源別用水量			海水用水量 (m ³ /日)
				公共水道		井戸水 (m ³ /日)	その他の淡水 (m ³ /日)	回収水 (m ³ /日)	
				工業用水道 (m ³ /日)	上水道 (m ³ /日)				
港区	16	148	148	-	148	-	-	-	-
品川区	35	583	583	-	577	-	-	6	-
大田区	143	2,201	2,201	-	2,174	10	4	13	-
世田谷区	14	195	195	-	175	-	-	20	-
町田市	37	1,314	1,314	-	1,096	218	-	-	-

資料：「東京都の統計」（平成 22 年度）

オ. 著名な湧水

著名な湧水等の状況は、第 4 章 表 4-2-2-8 湧水等の分布状況に示すとおりである。

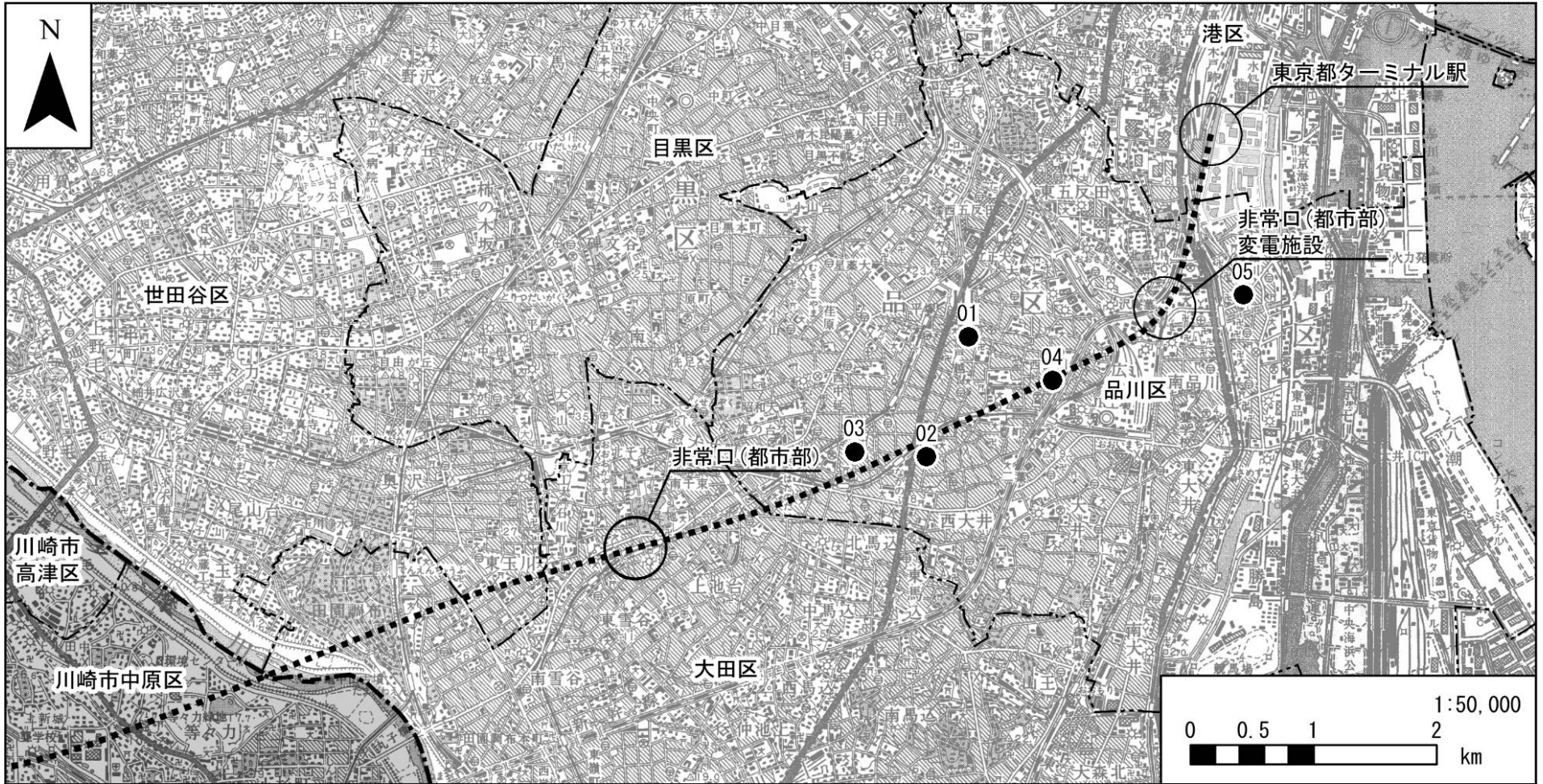
カ. 温泉

温泉は、調査地域において温泉法に基づき許可されたものを対象とした。温泉の利用状況を表 8-2-3-5 及び図 8-2-3-4 に示す。

表 8-2-3-5 温泉の利用状況

地点番号	区市名	名称	所在地	1 日の揚湯量 (m ³ /日)	源泉深度 (m)
01	品川区	戸越銀座温泉	戸越 2-905-38	37	300
02		中延温泉	戸越 6-432-17	41	55
03		健康ランド八幡温泉	西中延 3-15-8	-	200 以下
04		宮城湯 (西品川温泉)	西品川 2-964-11 (西品川 2-18-4)	-	100
05		北品川温泉	北品川 2-117	-	100
06	町田市	仙水の湯 (天然温泉いこいの湯多摩境店)	小山ヶ丘 1-11-5	131.1	1700

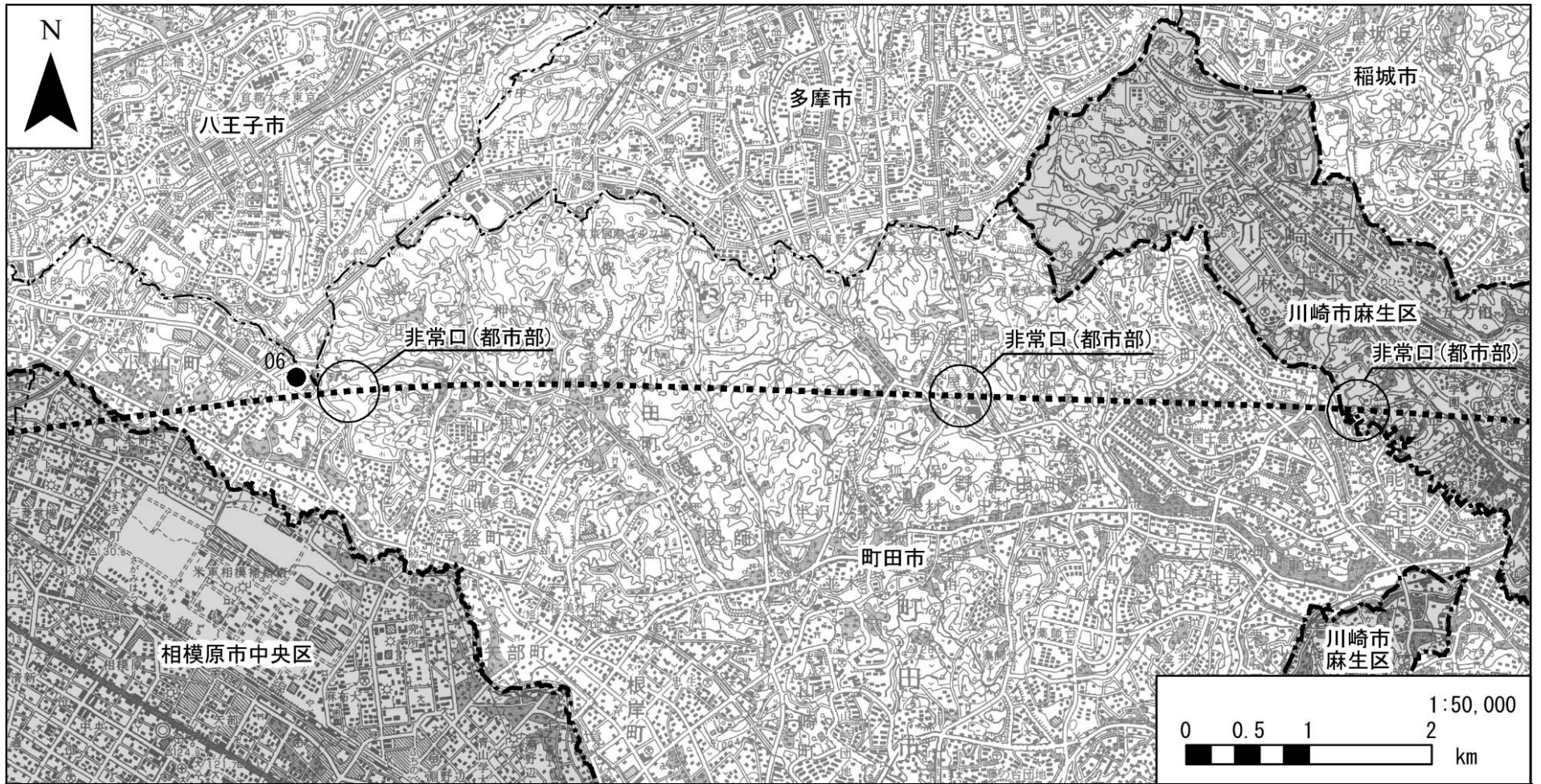
資料：「温泉法による届出施設」（平成 25 年 6 月、東京都環境局）



凡例

- 計画路線(トンネル部) ● 温泉(文献)
- 都県境
- 区市境

図 8-2-3-4(1) 温泉の利用状況



凡例

- 計画路線(トンネル部) ● 温泉 (文献)
- 都県境
- 区市境

図 8-2-3-4(2) 温泉の利用状況

キ. その他（地下水利用）

地下水の利用状況を表 8-2-3-6 に示す。

表 8-2-3-6 地下水の利用状況

区市名	事業所数	井戸本数	揚水量(m ³ /日)
港区	18	20	254
品川区	8	10	2
大田区	14	28	67
世田谷区	15	15	15
町田市	19	17	2,847

注1. 井戸の位置は、開示されていないため、調査地域外の井戸も含まれている可能性がある。

資料：「平成 23 年都内の地下水揚水の実態（地下水揚水量調査報告書）」
（平成 25 年 3 月、東京都環境局）

(2) 予測及び評価

1) 切土工等又は既存の工作物の除去及び鉄道施設（駅、変電施設）の存在

ア. 予測

7) 予測項目

予測項目は、切土工等又は既存の工作物の除去及び鉄道施設（駅、変電施設）の存在に係る水資源への影響とした。

1) 予測の基本的な手法

切土工等又は既存の工作物の除去及び鉄道施設（駅、変電施設）の存在に係る水資源への影響について、その主要な影響要因である地下水の水質、水位及び地表水への影響を把握し、環境保全措置を明らかにすることにより水資源への影響を定性的に予測した。

7) 予測地域

予測地域は、切土工等又は既存の工作物の除去及び鉄道施設（駅、変電施設）の存在に係る水資源への影響が生じるおそれがあると認められる地域として、調査地域と同様とした。

1) 予測対象時期

予測対象時期は、工事中及び鉄道施設（駅、変電施設）の完成後とした。

ナ) 予測結果

ア) 公共用水域の水質への影響

切土工等又は既存の工作物の除去により公共用水域へ排出される濁水及び汚水による水資源への影響は、「8-2-1 水質」に記載したとおり、発生水量を考慮した処理能力を備えた処理設備を設置し、法令等に基づく排水基準を踏まえ、適切に処理をして公共用水域へ排水することから、公共用水域に係る水資源への影響は小さいと予測する。

イ) 地下水の水質及び水位への影響

切土工等又は既存の工作物の除去及び鉄道施設（駅、変電施設）の存在による地下水の水質への影響は、「8-2-2 地下水の水質及び水位」に記載したとおり、地盤凝固剤を使用する場合には、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」（昭和49年7月10日、建設省官技発第160号）に基づき適切に実施することとしており地下水の水質への影響は小さいと考える。また、地下水の酸性化は、止水性の高い地中連続壁等で地下水を止水した後、掘削するため、地盤及び地下水が長期に直接空気に触れることなく、地下水が酸性化することによる影響は小さいと考える。

切土工等又は既存の工作物の除去及び鉄道施設（駅、変電施設）の存在による地下水の水位への影響は、「8-2-2 地下水の水質及び水位」に記載したとおり、止水性の高い地中連続壁を設けることから、工事排水及び漏水による地下水の水位低下の影響は小さいと考える。また、三次元浸透流解析を行った結果より、地中連続壁により地下水の流れを阻害する可能性は小さいと考える。

以上より、切土工等又は既存の工作物の除去及び鉄道施設（駅、変電施設）の存在に係る水資源への影響は小さいと予測する。

イ. 環境保全措置の検討

ア) 環境保全措置の検討の状況

本事業では、事業者により実行可能な範囲内で、切土工等又は既存の工作物の除去及び鉄道施設（駅、変電施設）の存在による水資源に係る環境影響を回避又は低減することを目的として、環境保全措置の検討を行った。

環境保全措置の検討の状況を表8-2-3-7に示す。

表 8-2-3-7 環境保全措置の検討の状況

環境保全措置	実施の適否	適否の理由
工事排水の適切な処理	適	工事により発生する水は、法令等に基づく排水基準を踏まえ、必要に応じて沈殿・濾過・中和等の対策を行い、水質の改善を図るための処理をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。
止水性の高い山留め工法等の採用	適	止水性の高い山留め工法等の採用により、漏水の発生を抑えることで、地下水の水位への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。
地下水の継続的な監視	適	観測井を設置する等、工事着手前からのモニタリングとして、地下水の水位、水質の継続的な観測を行うことで、地下水に変化が生じて周辺環境に影響を与える前に、対策の実施をしてその影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。
工事排水の監視	適	工事排水の水質を監視し、処理状況の定期的な確認により、水質管理を徹底することで、公共用水域への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。
処理施設の点検・整備による性能維持	適	処理装置を設置する場合は、点検・整備を確実にを行い、性能を維持することにより、工事排水の処理を徹底することで、公共用水域への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。
薬液注入工法における指針の順守	適	薬液注入工法を施工する際は「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」に基づき適切に実施することで、地下水の水質への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。
下水道への排水	適	下水道の利用が可能な地域では、下水道の管理者と協議して処理方法を確定し、処理したうえで下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。

4) 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容

本事業では、切土工等又は既存の工作物の除去及び鉄道施設（駅、変電施設）の存在による水資源に係る環境影響を回避又は低減させるため、環境保全措置として「工事排水の適切な処理」、「止水性の高い山留め工法等の採用」、「地下水の継続的な監視」、「工事排水の監視」、「処理施設の点検・整備による性能維持」、「薬液注入工法における指針の順守」及び「下水道への排水」を実施する。

環境保全措置の内容を表 8-2-3-8 に示す。

表 8-2-3-8(1) 環境保全措置の内容

実施主体	東海旅客鉄道株式会社	
実施内容	種類・方法	工事排水の適切な処理
	位置・範囲	切土工等又は既存の工作物の除去を実施する箇所
	時期・期間	工事中
環境保全措置の効果	工事により発生する水は、法令等に基づく排水基準を踏まえ、必要に応じて沈殿・濾過・中和等の対策を行い、水質の改善を図るための処理をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できる。	
効果の不確実性	なし	
他の環境への影響	なし	

表 8-2-3-8(2) 環境保全措置の内容

実施主体	東海旅客鉄道株式会社	
実施内容	種類・方法	止水性の高い山留め工法等の採用
	位置・範囲	切土工等又は既存の工作物の除去を実施する箇所
	時期・期間	計画時
環境保全措置の効果	止水性の高い山留め工法等の採用により、漏水の発生を抑えることで、地下水の水位への影響を低減できる。	
効果の不確実性	なし	
他の環境への影響	なし	

表 8-2-3-8(3) 環境保全措置の内容

実施主体	東海旅客鉄道株式会社	
実施内容	種類・方法	地下水の継続的な監視
	位置・範囲	切土工等又は既存の工作物の除去を実施する箇所
	時期・期間	着手前、工事中
環境保全措置の効果	地下水の水位、水質の継続的な観測を行うことで、地下水に変化が生じて周辺環境に影響を与える前に、対策の実施をしてその影響を低減できる。	
効果の不確実性	なし	
他の環境への影響	なし	

表 8-2-3-8(4) 環境保全措置の内容

実施主体	東海旅客鉄道株式会社	
実施内容	種類・方法	工事排水の監視
	位置・範囲	切土工等又は既存の工作物の除去を実施する箇所
	時期・期間	工事中
環境保全措置の効果	工事排水の水質を監視し、処理状況の定期的な確認により、水質管理を徹底することで、公共用水域への影響を低減できる。	
効果の不確実性	なし	
他の環境への影響	なし	

表 8-2-3-8(5) 環境保全措置の内容

実施主体	東海旅客鉄道株式会社	
実施内容	種類・方法	処理施設の点検・整備による性能維持
	位置・範囲	切土工等又は既存の工作物の除去を実施する箇所
	時期・期間	工事中
環境保全措置の効果	処理装置を設置する場合は、点検・整備を確実にを行い、性能を維持することにより、工事排水の処理を徹底することで、公共用水域への影響を低減できる。	
効果の不確実性	なし	
他の環境への影響	なし	

表 8-2-3-8(6) 環境保全措置の内容

実施主体	東海旅客鉄道株式会社	
実施内容	種類・方法	薬液注入工法における指針の順守
	位置・範囲	切土工等又は既存の工作物の除去を実施する箇所
	時期・期間	工事中
環境保全措置の効果	薬液注入工法を施工する際は「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」に基づき適切に実施することで、地下水の水質への影響を低減できる。	
効果の不確実性	なし	
他の環境への影響	なし	

表 8-2-3-8(7) 環境保全措置の内容

実施主体	東海旅客鉄道株式会社	
実施内容	種類・方法	下水道への排水
	位置・範囲	下水道が整備されている区域
	時期・期間	工事中
環境保全措置の効果	下水道の利用が可能な地域では、下水道の管理者と協議して処理方法を確定し、処理したうえで下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できる。	
効果の不確実性	なし	
他の環境への影響	なし	

ウ) 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境の変化の状況

環境保全措置の効果は表 8-2-3-8 に示すとおりである。環境保全措置を実施することで、水資源に係る環境影響が回避又は低減される。

ウ. 事後調査

採用した予測手法は、その予測精度に係る知見が蓄積されていると判断でき予測の不確実性の程度が小さいこと、また採用した環境保全措置についても効果に係る知見が蓄積されていると判断できることから、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しないものとする。

エ. 評価

7) 評価の手法

a) 回避又は低減に係る評価

事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減されているか検討を行った。

1) 評価結果

a) 回避又は低減に係る評価

本事業では、表 8-2-3-8 に示した環境保全措置を確実に実施することから、切土工等又は既存の工作物の除去及び鉄道施設（駅、変電施設）の存在に係る水資源への影響の回避又は低減が図られていると評価する。

2) トンネルの工事及び鉄道施設（トンネル）の存在

ア. 予測

ア) 予測項目

予測項目は、トンネル工事及び鉄道施設（トンネル）の存在に係る水資源への影響とした。

イ) 予測の基本的な手法

トンネルの工事及び鉄道施設（トンネル）の存在に係る水資源への影響について、その主要な影響要因である地下水の水質、水位及び地表水への影響を把握し、環境保全措置を明らかにすることにより水資源への影響を定性的に予測した。

ロ) 予測地域

予測地域は、トンネルの工事及び鉄道施設（トンネル）の存在に係る水資源への影響が生じるおそれがあると認められる地域として、調査地域と同様とした。

ハ) 予測対象時期

予測対象時期は、工事中及び鉄道施設（トンネル）の完成後とした。

ナ) 予測結果

ア) 公共用水域の水質への影響

トンネルの工事により公共用水域へ排出される濁水及び汚水による水資源への影響は、「8-2-1 水質」に記載したとおり、発生水量を考慮した処理能力を備えた濁水処理設備を設置し、法令等に基づく排水基準を踏まえ、適切に処理をして公共用水域へ排水することから、公共用水域に係る水資源への影響は小さいと予測する。

イ) 地下水の水質及び水位への影響

トンネルの工事及び鉄道施設（トンネル）の存在による地下水の水質の影響は、「8-2-2 地下水の水質及び水位」に記載したとおり、水質は地盤凝固剤を使用する場合には、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」に基づき適切に実施することとしており地下水の水質への影響は小さいと考える。

また、地下水の酸性化は、シールドトンネルの施工ではセグメントで露出した地盤を覆い、非常口（都市部）の施工では止水性の高い地中連続壁等で地下水を止水した後、掘削するため、地盤及び地下水が長期に直接空気に触れることがなく、トンネルの工事及び鉄道施設（トンネル）の存在に伴い周辺の地下水が酸性化することによる影響は小さいと考える。

トンネルの工事及び鉄道施設（トンネル）の存在による地下水の水位の影響は、「8-2-2 地下水の水質及び水位」に記載したとおり、シールドトンネルの工事においては、裏込め注入材とセグメント継手部止水シール材等を適切に用いることから、漏水が生じることはほとんどなく地下水の水位低下の影響は小さいと考える。また、シールドトンネルの標準的な断面の直径が約 13m であり、これまでの文献及びボーリングによる地質調査から想定される帯水層の広がりに対して十分に小さいことから、その影響は小さいと考える。

非常口（都市部）の工事においては、止水性の高い地中連続壁を設けることから、工事排水及び漏水による地下水の水位低下の影響は小さいと考える。また、三次元浸透流解析を行った結果より、地中連続壁により地下水の流れを阻害する可能性は小さいと考える。

以上より、トンネルの工事及び鉄道施設（トンネル）の存在に係る水資源への影響は小さいと予測する。

エ. 環境保全措置の検討

1) 環境保全措置の検討の状況

本事業では、事業者により実行可能な範囲内で、トンネルの工事及び鉄道施設（トンネル）の存在による水資源に係る環境影響を回避又は低減することを目的として、環境保全措置の検討を行った。

環境保全措置の検討の状況を表 8-2-3-9 に示す。

表 8-2-3-9 環境保全措置の検討の状況

環境保全措置	実施の適否	適否の理由
工事排水の適切な処理	適	工事により発生する水は、法令等に基づく排水基準を踏まえ、必要に応じて沈殿・濾過・中和等の対策を行い、水質の改善を図るための処理をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。
適切な構造及び工法の採用	適	シールド工法の採用及び止水性の高い山留め工法等の採用により、漏水の発生を抑えることで、地下水の水位への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。
地下水の継続的な監視	適	非常口（都市部）においては、観測井を設置する等、工事着手前からのモニタリングとして、地下水の水位、水質の継続的な観測を行うことで、地下水に変化が生じて周辺環境に影響を与える前に、対策の実施をしてその影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。
工事排水の監視	適	工事排水の水質を監視し、処理状況の定期的な確認により、水質管理を徹底することで、公共用水域への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。
処理施設の点検・整備による性能維持	適	処理装置を設置する場合は、点検・整備を確実にを行い、性能を維持することにより、工事排水の処理を徹底することで、公共用水域への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。
薬液注入工法における指針の順守	適	薬液注入工法を施工する際は「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」に基づき適切に実施することで、地下水の水質への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。
下水道への排水	適	下水道の利用が可能な地域では、下水道の管理者と協議して処理方法を確定し、処理したうえで下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。

1) 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容

本事業では、トンネルの工事及び鉄道施設（トンネル）の存在による水資源に係る環境影響を回避又は低減させるため、環境保全措置として「工事排水の適切な処理」、「適切な構造及び工法の採用」、「地下水の継続的な監視」、「工事排水の監視」、「処理施設の点検・整備による性能維持」、「薬液注入工法における指針の順守」及び「下水道への排水」を実施する。

環境保全措置の内容を表 8-2-3-10 に示す。

表 8-2-3-10(1) 環境保全措置の内容

実施主体	東海旅客鉄道株式会社	
実施内容	種類・方法	工事排水の適切な処理
	位置・範囲	トンネルの工事を実施する箇所
	時期・期間	工事中
環境保全措置の効果	工事により発生する水は、法令等に基づく排水基準を踏まえ、必要に応じて沈殿・濾過・中和等の対策を行い、水質の改善を図るための処理をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できる。	
効果の不確実性	なし	
他の環境への影響	なし	

表 8-2-3-10(2) 環境保全措置の内容

実施主体	東海旅客鉄道株式会社	
実施内容	種類・方法	適切な構造及び工法の採用
	位置・範囲	トンネルの工事を実施する箇所
	時期・期間	計画時
環境保全措置の効果	シールド工法の採用及び止水性の高い山留め工法等の採用により、漏水の発生を抑えることで、地下水の水位への影響を低減できる。	
効果の不確実性	なし	
他の環境への影響	なし	

表 8-2-3-10(3) 環境保全措置の内容

実施主体	東海旅客鉄道株式会社	
実施内容	種類・方法	地下水の継続的な監視
	位置・範囲	トンネルの工事を実施する箇所
	時期・期間	着手前、工事中
環境保全措置の効果	地下水の水位、水質の継続的な観測を行うことで、地下水に変化が生じて周辺環境に影響を与える前に、対策の実施をしてその影響を低減できる。	
効果の不確実性	なし	
他の環境への影響	なし	

表 8-2-3-10(4) 環境保全措置の内容

実施主体	東海旅客鉄道株式会社	
実施内容	種類・方法	工事排水の監視
	位置・範囲	トンネルの工事を実施する箇所
	時期・期間	工事中
環境保全措置の効果	工事排水の水質を監視し、処理状況の定期的な確認により、水質管理を徹底することで、公共用水域への影響を低減できる。	
効果の不確実性	なし	
他の環境への影響	なし	

表 8-2-3-10(5) 環境保全措置の内容

実施主体	東海旅客鉄道株式会社	
実施内容	種類・方法	処理施設の点検・整備による性能維持
	位置・範囲	トンネルの工事を実施する箇所
	時期・期間	工事中
環境保全措置の効果	処理装置を設置する場合は、点検・整備を確実にを行い、性能を維持することにより、工事排水の処理を徹底することで、公共用水域への影響を低減できる。	
効果の不確実性	なし	
他の環境への影響	なし	

表 8-2-3-10(6) 環境保全措置の内容

実施主体	東海旅客鉄道株式会社	
実施内容	種類・方法	薬液注入工法における指針の順守
	位置・範囲	トンネルの工事を実施する箇所
	時期・期間	工事中
環境保全措置の効果	薬液注入工法を施工する際は「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」に基づき適切に実施することで、地下水の水質への影響を低減できる。	
効果の不確実性	なし	
他の環境への影響	なし	

表 8-2-3-10(7) 環境保全措置の内容

実施主体	東海旅客鉄道株式会社	
実施内容	種類・方法	下水道への排水
	位置・範囲	下水道が整備されている区域
	時期・期間	工事中
環境保全措置の効果	下水道の利用が可能な地域では、下水道の管理者と協議して処理方法を確定し、処理したうえで下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できる。	
効果の不確実性	なし	
他の環境への影響	なし	

ウ) 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境の変化の状況

環境保全措置の効果は表 8-2-3-10 に示すとおりである。環境保全措置を実施することで、水資源に係る環境影響が回避又は低減される。

ウ. 事後調査

採用した予測手法は、その予測精度に係る知見が蓄積されていると判断でき予測の不確実性の程度が小さいこと、また採用した環境保全措置も効果に係る知見が蓄積されていると判断できることから、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しないものとする。

エ. 評価

7) 評価の手法

a) 回避又は低減に係る評価

事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減されているか検討を行った。

1) 評価結果

a) 回避又は低減に係る評価

本事業では、表 8-2-3-10 に示した環境保全措置を確実に実施することから、トンネルの工事及び鉄道施設（トンネル）の存在に係る水資源への影響の回避又は低減が図られていると評価する。